

住宅用太陽光発電・住宅用蓄電システム に関する補助金のご案内

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助制度
- ◆家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助制度



京都府綾部市



綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の概要



■ 目的

この制度は、地球温暖化対策を積極的に推進し、環境への負荷が少ない自然エネルギーの有効利用を促進することを目的として、住宅用太陽光発電システムを設置した場合に設置費用の一部を補助するものです。

■ 対象設備（次の要件を全て満たす設備とします）

- 設置される住宅に電気を供給し、電力会社の配電線と余剰配線で連結するもの、又は、発電した電気を全て自家使用するもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のもの
- 未使用のもの

■ 対象者（次の要件を全て満たす人とします）

- 綾部市内の自らが居住する若しくは居住しようとする住宅等の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置した個人又は自らが居住するために住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入した個人
- 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した人で、受給開始日から6か月以内のもの（発電した電気を全て自家使用する場合は、住宅用太陽光発電システムの利用開始日から6か月以内のもの）
- 市町村税の滞納がない人

■ 補助金の額

- 太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワットあたり 30,000 円（上限12万円）
※1,000 円未満は切り捨てます。

■ 申請書類

- (1) 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書
- (2) 住民票の写し（転居先に設置された場合は、転居先への移転確約書）
※「住民票の写し」はコピーしたものは不可、個人番号の記載は不要。
- (3) 市町村税の完納証明書（前年度1月1日以降に綾部市へ転入された場合、転入前の市町村税の滞納がないことを確認できる証明書も必要）
- (4) 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真（離れ等に設置した場合、発電した電気が母屋へ配線されていることを確認できる写真も必要）
- (5) 太陽電池モジュール全体が確認できる写真及び配置図 ※全体を写すことが難しい場合も、できる限りの範囲で太陽電池モジュールの大部分を撮影してください。
- (6) 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類（カタログ等）
- (7) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（発電した電気を全て自家使用する場合は利用開始日が確認できる書類の写し）
- (8) 住宅用太陽光発電システムの設置に要した経費の領収書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワットを超えている場合は、パワーコンディショナの設置状況及び型番、形式、製造番号がわかる写真並びにパワーコンディショナの型番、形式、定格出力（10キロワット未満）が明記されている書類（カタログ等）を提出してください。

※申請の際はチェックシートを確認し、申請書類とともにご提出ください。





綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助制度の概要



■ 目的

この制度は、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、再生可能エネルギーの普及を促進することを目的として、住宅用太陽光発電と蓄電システムを同時に設置した場合に設置費用の一部を補助するものです。

■ 対象設備（次の要件を全て満たす設備とします）

【住宅用太陽光発電システム】

- 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の対象設備と同様のもの（ただし、太陽光発電出力2キロワット以上のものに限る）

【住宅用蓄電システム】

- 蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される一体の装置のもの
- 住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの
- 未使用のもの

■ 対象者（次の要件を全て満たす人としてします）

- 綾部市内の自らが居住する若しくは居住しようとする住宅等の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置すると同時に蓄電システムを設置した個人又は自らが居住するために住宅用太陽光発電・蓄電システムが設置された住宅を購入した個人
- 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受ける人

■ 補助金の額

【住宅用太陽光発電システム】

- 太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワットあたり10,000円（上限4万円）

【住宅用蓄電システム】

- 蓄電池の蓄電容量（公称定格容量）1キロワットアワーあたり15,000円（上限9万円）
- ※1,000円未満は切り捨てます。

■ 申請書類

- (1) 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書
- (2) 住民票の写し（転居先に設置された場合は、転居先への移転確約書）
※「住民票の写し」はコピーしたものは不可、個人番号の記載は不要。
- (3) 市町村税の完納証明書（前年度1月1日以降に綾部市へ転入された場合、転入前の市町村税の滞納がないことを確認できる証明書も必要）
- (4) 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真（離れ等に設置した場合、発電した電気が母屋へ配線されていることを確認できる写真も必要）
- (5) 太陽電池モジュール全体が確認できる写真及び配置図 ※全体を写すことが難しい場合も、できる限りの範囲で太陽電池モジュールの大部分を撮影してください。
- (6) 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類（カタログ等）
- (7) 電力会社との電力受給契約の内容を確認できる書類の写し（発電した電気を全て自家使用する場合は利用開始日が確認できる書類の写し）
- (8) 住宅用蓄電システムの型番、形式、製造番号、設置状況が確認できる写真と配置図
※配置図は手書きでも可。
- (9) 蓄電池の型式及び蓄電容量（公称定格容量）が明記されている書類（カタログ等）
- (10) 住宅用蓄電システムの回路図等
- (11) 住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要した経費の領収書の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

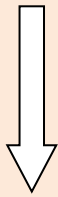
※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワットを超えている場合は、パワーコンディショナの設置状況及び型番、形式、製造番号がわかる写真並びにパワーコンディショナの型番、形式、定格出力（10キロワット未満）が明記されている書類（カタログ等）を提出してください。

※(2)(3)(4)(5)(6)(7)は省略できます。

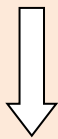
※申請の際はチェックシートを確認し、申請書類とともにご提出ください。

補助金の申請から交付までの流れ

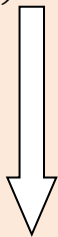
① 住宅用太陽光発電システムを設置



②電力会社と電力受給契約を締結
(発電した電気を全て自家使用する場合は
施工業者と利用開始の手続きをする)



③住宅用太陽光発電システム設置費
補助金の申請 (申請者 → 市)
※電力の受給開始日から6か月以内
(自家使用する場合は利用開始日から
6か月以内)



④内容を審査し交付決定通知を送付
(市 → 申請者へ)

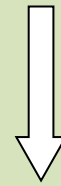


⑤請求書の提出 (申請者 → 市)

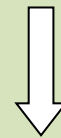


⑥指定口座に振込 (市 → 申請者)

① 住宅用太陽光発電・蓄電システム を同時に設置

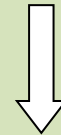


②電力会社と電力受給契約を締結
(発電した電気を全て自家使用する場合は
施工業者と利用開始の手続きをする)



③・住宅用太陽光発電システム設置費
補助金の申請
・家庭向け自立型再生可能エネルギー
導入費補助金の申請
(申請者 → 市)

※電力の受給開始日から6か月以内
(自家使用する場合は利用開始日から6か月
以内)



④内容を審査し交付決定通知を送付
(市 → 申請者へ)



⑤請求書の提出 (申請者 → 市)



⑥指定口座に振込 (市 → 申請者)

※補助金は、受付順に審査し、予算の範囲内で交付します。

ただし、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金の申請締め切りは、原則12月末までです。

■ 申請・問い合わせ先

綾部市市民環境部 環境企画課

〒623-8501 綾部市若竹町8-1

TEL42-0503 (直通)